

**クエン酸モサプリドを有効成分とする牛の強制経口投与剤（牛用プロナミド散 2%）に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 令和4年7月27日～令和4年8月25日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1通
4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>日本ではこの成分がヒト用の医薬品として使われているようですが、海外ではどうい状況でしょうか？</p> <p>動物用については、海外では認められていないのに、なぜ日本で使おうとしているのでしょうか？安易に薬に頼る姿勢は改めるべきです。</p> <p>牛も、ストレスが多いんでしょうかね。であれば飼育環境の改善が先です。相変わらず、参照資料の多く（6割）が申請者の作ったもので、しかも非公表です。これでは公正な評価ができる訳ありません。</p>	<p>食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した動物用医薬品の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。</p> <p>参照資料は、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に基づき、原則として公開することとしています。公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定のものに不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、非公開としております。なお、非公表資料であっても、食品安全委員会においては当該資料の内容を確認の上調査審議を行っていることを申し添えます。</p> <p>評価に用いる資料に関しては、「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針（平成30年4月10日食品安全委員会決定）」に基づき、リスク管理機関から提出された適切な資料を用いることとしており、評価に必要な情報が不十分であると判断された場合は、リスク管理機関に必要な資料を要求することとしています。また、資料は原則としてGLP（Good Laboratory Practice）を遵守し、かつ、経済協力開発機構（OECD）又は動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際会議（VICH）で定められた各種ガイドラインに準拠して実施された試験成</p>

	<p>績又は国際的に認知されている国内外の評価機関が作成した報告としています。</p> <p>動物用医薬品の承認に関するご意見・ご質問は、リスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省に情報提供いたします。</p>
--	---

※頂いたものをそのまま掲載しています。